

西川交流センターあいべ及び西川町社会体育施設、西川町立学校屋内運動場の使用料の減額及び免除に関する基準

(趣 旨)

第1条 この基準は、西川交流センターあいべ条例（昭和 48 年条例第 24 号）第 9 条第 2 項、西川町社会体育施設条例（昭和 50 年条例第 24 号）第 7 条及び西川町立学校屋内運動場使用条例（昭和 57 年条例第 9 号）第 3 条第 3 項の規定に基づき、交流センターあいべ、社会体育施設及び、学校屋内運動場の使用料の減額及び免除（以下「減免」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交流センターあいべ 西川交流センターあいべ条例（昭和 48 年 9 月 26 日条例第 24 号。以下「あいべ条例」という。）第 1 条に規定する施設をいう。
- (2) 社会体育施設 西川町社会体育施設条例（昭和 50 年 9 月 18 日条例第 24 号。以下「社会体育施設条例」という。）第 1 条に規定する施設をいう。
- (3) 屋内運動場 西川町立学校屋内運動場使用条例（昭和 57 年 3 月 15 日条例第 9 号。以下「学校屋内運動場条例」という。）第 1 条に規定する西川町立学校の屋内運動場をいう。
- (4) 大集会室 あいべ条例別表第 1 に定める大集会室をいう。
- (5) 冷暖房設備 あいべ条例別表第 2、社会体育施設条例別表及び学校屋内運動場条例第 3 条第 2 項の表に定める冷暖房をいう。
- (6) 冷暖房設備以外 社会体育施設条例及び学校屋内運動場条例に定める施設の使用料（占有使用料及び個人使用料を含む。）及び冷暖房設備以外の附属設備使用料等をいう。

(減免対象及び減免率)

第3条 使用料の減免対象及び減免率は、別表に定めるところによる。

(減免の決定)

第4条 西川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は内容を審査し、減額及び免除の可否を決定するものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この基準は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

対象団体等	冷暖房設備	大集会室及び 冷暖房設備以 外
1 西川町スポーツ少年団が使用する場合 ①西川町スポーツ少年団本部に登録しているスポーツ少年団がその活動で使用する場合 ②西川町スポーツ少年団本部又は同本部に登録しているスポーツ少年団が主催する大会、交流会、練習試合等で使用する場合	7/10	免除
2 西川中学校の部活動等において使用する場合 ① 西川中学校の部活動で使用する場合 ② 西村山中中学校体育連盟が主催する大会で使用する場合	免除	免除
3 地域認定クラブ及び西川中学校の部活動外において使用する場合 ①西川中学校の生徒が部活動の補足練習として指導者（コーチ等）が立ち会う環境において使用する場合 ②西川中学校の生徒が所属する外部団体活動の補足練習として指導者（コーチ等）が立ち会う環境において使用する場合	7/10	免除
4 西川小学校及び西川中学校が学校活動で使用する場合	免除	免除
5 西川町主催の事業で広く町民を対象にする場合	免除	免除
6 その他教育委員会が特に必要と認める場合重要と認める場合	免除又は 7/10	免除